厚木市ふるさと納税返礼品提供業者の募集に関する要項

平成28年７月22日制定

令和６年９月26日改正

１　目 的

厚木市（以下「市」という。）では、市へ寄附いただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の品やサービ

ス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、市内の各種産業や観光業等の支援につなげるとと

もに、市の魅力発信、市内産品のＰＲ及び観光客の誘致等を行い、地域経済の活性化を図るため、返礼品

を提供していただく事業者（以下、返礼品提供事業者）を広く募集します。

２　中間管理事業者との契約等について

　　市では、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理及び寄附者からの

問合せ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を業務委託しています。返礼品が採用となった場合は、市が指定する業務委託の受託者（以下「中間管理事業者」という。）と返礼品供給に係る契約等を取り交わしてください。

　≪基本的な返礼品掲載までの流れ≫　※詳細は、本要項「６応募方法」を参照。

1. 市へ返礼品提供事業者登録及び返礼品提供の希望に係る申し出
2. 市から中間管理事業者へ取次ぎ
3. 中間管理事業者から申請様式等の提供
4. 中間管理事業者へ申請書類等の提出
5. 市での審査
6. 総務省の確認
7. 中間管理事業者との契約等締結
8. ポータルサイト掲載開始

３　返礼品提供事業者の要件

　　返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たす必要があります。

(1) 各種法令、例規に則った生産、製造、販売、サービス等を行っていること。

(2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等、事務・生産拠点又は役務（サービス）の提供場所が市

内にあること。

(3) 税の滞納がないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又は

これらに類する営業ではないこと。

(5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明ら

かである状態）に陥っていないこと。

(6) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号

に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団員等ではないこと。

(7) 返礼品の提供に関する問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するものを含む。）等への対応、品

質の保証、クレーム対応、損害賠償請求等が乗じた場合の適切な対応等が可能であること。また、その

対応状況等について中間管理事業者へ速やかに報告ができること。

(8) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、必要に応じて中間管理事業者が提供する

システム（以下「管理システム」という。）を利用した受注管理が可能であること。

(9) 管理システムを使用するパソコンは、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティ

ソフトを入れる等のセキュリティ対策を講じていること。

４　返礼品の要件

　(1) 採用要件

返礼品は、市の魅力を発信し、産業・地域経済の活性化又は観光の振興に寄与するものであることを

前提として、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

ア　平成31年総務省告示第179号において総務大臣が定める地場産品基準のほか、国が通知等で定め

る返礼品関する基準（以下これらを「国基準」という。）に適合するものであること。

イ　公序良俗に反しないものであること。また、特定の宗教・宗派、思想・信条等に関るものでないこ

と。

ウ　科学的根拠のない効果、効能を謳うものでないこと。

エ　個人の趣味、特技により指摘に生産、販売又は提供されるものでないこと。

オ　返礼品提供事業者以外の第三者が著作権その他の権利を有する場合にあっては、市の返礼品とし

て提供することについて当該権利者の許諾を得ていること。

カ　品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定又は数量限定で供

給するものは除く。

キ　食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景

品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等、関係法令を遵守しているものであること。

ク　食料品又は飲料品の場合にあっては、寄附者に到着後、一定期間の消費期限又は賞味期限を有して

いるものであること。

ケ　役務（サービス）の提供に場合にあっては、一定の利用期間を設けること。ただし、日時が指定さ

れている場合は、この限りではない。

コ　役務（サービス）の提供の場合にあっては、寄附者との利用に係る調整を行うことができる体制が

整っていること。

サ　イベント等への参加の権利等を返礼品とする場合にあっては、当該イベント等が中止されたとき

の寄附取扱い等についてあらかじめ市と協議を行うこと。

シ　利用券等のチケットを発券する場合にあっては、転売や譲渡の防止に係る対策を講ずること。

ス　役務（サービス）の提供の場合にあっては、チェーン店やフランチャイズ店等全国各地で同様の店

舗又は施設により、同様のサービスの提供を行うことを目的としたものでないこと。

(2) 発送方法

返礼品の発送は、次に掲げる事項を遵守して行ってください。

ア　返礼品は寄附金の入金後、市又は中間管理事業者から発注された返礼品を、寄附者が指定する送付

先に送付すること。

イ　発送は、原則として配送状況を随時確認することができる配送サービスを利用して行うこと。

ウ　市のＰＲに資するリーフレット等の同梱を市が依頼した場合は、送料に変更が生じない範囲にお

いて、可能な限り協力すること。

エ　返礼品の送付を行う時に限り、送料に影響しない範囲において返礼品提供事業者の事業等のＰＲ

に資するリーフレット等を同梱することができるものとする。

(3) 提供価格及び寄附金額

返礼品の提供価格及び寄附金額は次に掲げるとおりとします。

ア　返礼品の提供価格（以下「提供価格」という。）には商品代金、サービス料、諸税、梱包費用及び

その他事務経費を含むものとする。

イ　寄附金額は、提供価格に3分の10と乗じて得た金額（千円未満切上げ）に当該返礼品の送料相当

分等、募集にかかった経費を加味して得た額を基本として、市が定める。

ウ　送料は原則、市が負担する。ただし、提供価格に比べて送料が高額となる場合については、その送

料の一部を寄附者負担とする場合がある。

(4) 費用負担について

ア　市が負担する返礼品の提供に係る費用（以下「返礼品提供費用」という。）は、各返礼品の提供価

格に当該返礼品の発送件数を乗じて得た金額とし、発送実績に応じて中間管理事業者を通じて市が

支払うものとします。

イ　中間管理事業者は、集荷実績日のあった月の翌月末までに、返礼品提供事業者が指定する口座へ返

礼品提供費用を振込により行うものとします。

ウ　返礼品の回収及び再発送、代替品等による保証及び返礼品の交換等に要する費用については、返礼

品提供事業者が負担するものとします。ただし、寄附者の過失等、返礼品提供事業者の責めに帰さな

い理由により返礼品の再発送が必要となった場合については、再発送の前に市と協議の上で費用負

担を決定します。

エ　配送業者の配送事故等に係る費用の負担については、当該配送事業者との取り決めにより対応す

るものとします。

オ　天災等の不可抗力事由により返礼品を提供することができない場合の費用負担については、市と

協議の上で対応するものとします。

　(5) 返礼品の品質管理

　　ア　返礼品については、応募時だけなく寄附募集時から寄附者への配送時に至るまで、常時、原材料、

品質、機能、表示、衛生、安全性、その他一切の事項について、各種法令等や総務省の定める地場産

品基準等適合している必要があることから、返礼品提供事業者は、返礼品がこれらの基準に全て適合

していることを把握し、管理すること。

　　イ　返礼品提供事業者は、返礼品の内容や生産拠点等を変更しようとするときは、事前に中間管理事業

者に報告を行った上で、市及び中間管理事業者の指示に従うこと。

　　ウ　返礼品提供開始前及び開始後に関わらず、返礼品の品質等を確保するため、市及び中間管理事業者

は定期的に返礼品提供事業者対して必要な調査や確認を行うことがある。その際は、返礼品提供事業

者は調査や確認に応じること。

　　エ　返礼品提供事業者は、取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する責任を果た

せるよう、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、法令等に

基づき適切と考えられる期間保存すること。

５　電子商品券

　　市は以下の電子商品券を返礼品として設定します。

(1) 「ＰａｙＰａｙ商品券（※）」

ＰａｙＰａｙ商品券を取り扱う市内の店舗や施設等（以下「ＰａｙＰａｙ商品券取扱店」という。）

を募集します。

※ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」で寄附することで取得できる電子商品券のことです。寄

附額の30％が寄附者に付与されＰａｙＰａｙ商品券取扱店において、利用できます。

ア　「ＰａｙＰａｙ商品券」取扱店の要件

ＰａｙＰａｙ商品券取扱店は次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

　　(ｱ) 店舗等を運営する事業者の要件

・「３返礼品提供事業者の要件」のうち（１）から（７）までに定める要件に適合するもので

あること。

・ＰａｙＰａｙ決済システムを導入済みの店舗や施設等であること。

　　　(ｲ) ＰａｙＰａｙ商品券と交換できる商品又はサービスの要件

 　・「４返礼品の要件（１）採用要件」に定める要件に適合するものであること。

 　・チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地で同様の店舗又は施設により、同様の商品又はサ

ービスの提供を行うことを目的としたものでないこと。

イ　ＰａｙＰａｙ商品券取扱店の責務

次に定める全ての事項を遵守する必要があります。

　　(ｱ) 上記アの(ｲ)に該当しない商品又はサービスを同一の店舗等において提供している場合は、個々

の商品又はサービスにおけるＰａｙＰａｙ商品券の利用の可否について明確に区分し表示するこ

と。

(ｲ) ＰａｙＰａｙ商品券の取扱いについて、店舗等の利用状況を確認する必要があると市が判断し

た場合は、立入調査等、市の要請に適切に対応すること。

ウ　その他

ＰａｙＰａｙ商品券の利用に関する手数料は、電子決済システムの運営会社とＰａｙＰａｙ商品

券取扱店の間で個々に取り交わす契約内容に基づいて支払われるものとし、市は当該手数料の一切

を負担しません。

(2) 「ＧＤＯふるさとゴルフプレークーポン」

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」で寄附することで取得した電子クーポンコードを、ＧＤＯ

予約サイトで予約時に入力することで利用できます。

※募集はおこなっておりません。

(3) 「楽天トラベルクーポン」

ふるさと納税ポータルサイト「楽天ふるさと納税」で寄附することで取得したクーポンを、楽天トラ

ベル予約サイトで予約時に利用できます。

ア　「楽天トラベルクーポン」取扱店の要件

楽天トラベルクーポン取扱店は次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

　　(ｱ) 店舗等を運営する事業者の要件

 　・「３返礼品提供事業者の要件」のうち（１）から（７）までに定める要件に適合するものであ

ること。

・楽天トラベルクーポン予約を導入済みの宿泊施設であること。

・チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地で同様の宿泊施設により、同様のサービスの提供

を行うことを目的とした宿泊施設でないこと。

1. 楽天トラベルクーポンの取扱いについて、宿泊施設の利用状況を確認する必要があると市が判

断した場合は、立入調査等、市の要請に適切に対応すること。

イ　その他

楽天トラベルクーポンの利用に関する手数料は、楽天トラベルと楽天トラベル取扱宿泊施設の間

で個々に取り交わす契約内容に基づいて支払われるものとし、市は当該手数料の一切を負担しませ

ん。

(4) 「楽天ＧＯＲＡクーポン」

ふるさと納税ポータルサイト「楽天ふるさと納税」で寄附することで取得したクーポンを、楽天ＧＯ

ＲＡ予約サイトで予約時に利用できます。

※募集はおこなっておりません。

６　応募方法

　　返礼品提供事業者又はＰａｙＰａｙ商品券取扱店として登録を希望する場合は、その区分に応じて、次

に掲げる内容に基づき申請を行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 返礼品提供事業者 | ＰａｙＰａｙ商品券取扱店 |
| 1. 募集受付期間
 | 通年(ただし総務省審査のため一時停止期間あり) | 通年 |
| 1. 窓口
 | 厚木市財務部財政課ふるさと納税担当に申し出その後、市から中間管理事業者へ引継ぎ | 厚木市財務部財政課ふるさと納税担当に申し出 |
| 1. 提出書類
 | (i)厚木市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式１）(ii)中間管理事業者から提供される返礼品に係る申請書類 | ア　ＰａｙＰａｙ商品券取扱店登録申請書兼誓約書（様式２）※データ、写しの２種類イ　店内の写真（ＰａｙＰａｙ商品対象外等表示予定写真）※ＰＤＦ、ＪＰＥＧファイル２種類 |
| ④　提出方法 | 必要事項を記入の上、中間管理事業者に提出 | ア　電子メールで厚木市財務部財政課ふるさと納税担当ご提出提出先：厚木市財務部財政課ふるさと納税担当1400@city.atsugi.kanagawa.jpイ　メールの件名：「【事業者名】PayPay商品券取扱店申請書等提出」* 件名の先頭に、事業者名を入れること。

ウ　メールの添付書類「③提出書類」に掲げる書類 |

７　審査及び結果の通知

　(1) 返礼品提供事業者及び返礼品について

返礼品提供事業者及び返礼品の登録については、市が一次審査をした上で、総務省に返礼品としての

適合性についての確認申請を行います。市の一次審査または、総務省審査の結果を中間管理事業者から

お知らせします。

(2) ＰａｙＰａｙ商品券取扱店について

ＰａｙＰａｙ商品券取扱店の登録については、市が審査をした上で、その結果はＰａｙＰａｙ側から

通知されますので、通知されましたら、店内表示の開始をお願いいたします。

８　登録内容の変更、追加及び廃止

　　返礼品提供事業者及び返礼品の登録内容の変更又は登録の廃止をする場合は、速やかに中間管理事業

者へ連絡をしてください。

また、ＰａｙＰａｙ商品券取扱店の登録内容の変更又は登録の廃止をする場合は「返礼品提供事業者及

び返礼品ＰａｙＰａｙ商品券取扱店登録内容変更届・廃止届（様式３）」を「６応募方法④提出方法」に

示した提出先に提出してください。

　　なお、提出書類の確認やポータルサイト等の変更には一定期間を要するため、原則として変更又は廃止

しようとする１か月前までに届出を行ってください。届出の遅れにより不利益が生じた場合、市は責任を

負いません。

９　その他留意事項

　(1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及び関係法令を遵守してください。

(2) 返礼品提供事業者は、返礼品の提供に関わる業務を処理するために知り得た寄附者の個人情報を返

礼品送付目的以外に使用してはならず、又は第三者に漏洩してはならない。返礼品提供事業者でなくな

った後においても同様とします。

(3) 返礼品提供事業者及び返礼品の登録後、次の事由に該当する場合は、当該登録を取り消す場合があり

ます。

ア　返礼品提供事業者の要件や返礼品の採用要件を満たさなくなったと市が判断した場合

イ　国基準の改正等により、返礼品の採用要件を満たさなくなったと市が判断した場合

ウ　返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じた場合

エ　市のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合

(4) ＰａｙＰａｙ商品券取扱店の登録後「５電子商品券（1)「ＰａｙＰａｙ商品券」に定める要件等に

適合しなくなった場合のほか、上記(3)に掲げる事由に該当する場合は、当該登録を取り消す場合があ

ります。

(5) 返礼品提供事業者は、寄附者等からの返礼品の品質等に関する苦情や補償に関して真摯に対応して

解決に努めてください。また、当該内容について中間管理事業者を通じて速やかに市に報告してくだ

さい。

(6) 返礼品提供事業者として登録したこと又は返礼品を登録したことにより、返礼品提供事業者が被っ

た損害又は第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。

(7) 返礼品提供事業者、返礼品の提供に係る業務において、市又は第三者に損害を与えた場合には、その

損害を賠償しなければならない。

(8) 返礼品提供事業者は市又は中間管理事業者の求めに応じ、返礼品や返礼品提供事業者等に関する情

報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）を提供してください。

(9) 返礼品提供事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文等については、市が行うふるさと納税に関

する広報活動において雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとします。

(10)返礼品提供事業者は、返礼品が採用された場合には、市のふるさと納税の返礼品に登録されているこ

とを店頭や自社のホームページ等でＰＲすることができるものとします。

(11)本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、市又は中間管理事業者と協議の上で解決する

ものとします。

10　応募・問い合わせ先

厚木市財務部財政課

〒２４３－８５１１

神奈川県厚木市中町３－１７－１７

電話：０４６－２２５－２１７０

FAX：０４６－２２３－４０５８

Email: 1400@city.atsugi.kanagawa.jp